

名古屋市東区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条の規定により、第51回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおりとする。

令和8年1月20日

名古屋市東区選挙管理委員会委員長 高木道久

選挙人名簿の登録の移替え延期期間

令和8年1月20日から選挙期日まで

名古屋市東区選挙管理委員会